

令和3年6月和水町議会第2回定例会会議録

令和3年6月7日和水町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 令和3年6月7日午前10時00分招集

2. 令和3年6月7日午前10時00分開会

3. 令和3年6月7日午前11時00分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 竹下 周三	6番 高木 洋一郎
7番 秋丸 要一	8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文
10番 池田 龍之介	12番 蒲池 恭一	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

11番 森 潤一郎

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 有働 和明 書記 西原 利沙

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 高 巢 泰 廣	副 町 長 松 尾 栄 喜
教 育 長 岡 本 貞 三	総 務 課 長 中 嶋 光 浩
総合支所長兼住民課長 上 原 真 二	会 計 管 理 者 泉 法 子
まちづくり推進課長 石 原 康 司	税 務 住 民 課 長 高 木 浩 昭
健康福祉課長 坂 口 圭 介	商 工 観 光 課 長 大 山 和 説
建 設 課 長 中 嶋 啓 晴	農 林 振 興 課 長 富 下 健 次
農業委員会事務局長 松 尾 修	学 校 教 育 課 長 下 津 隆 晴
社会教育課長 前 淵 康 彦	病 院 事 務 部 長 池 上 圭 造
特 養 施 設 長 樋 口 幸 広	

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告及び施政方針

日程第5	承認第1号	専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）
日程第6	議案第40号	和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について
日程第7	議案第41号	和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第8	議案第42号	令和3年度 和水町一般会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第43号	令和3年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第44号	令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第45号	令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第46号	令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第47号	令和3年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第48号	和水町手数料条例の一部改正について
日程第15	陳情等	の常任委員会付託等について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。皆さんおはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和3年第2回和水町議会定例会を開会いたします。

本日は、森議員の欠席届が提出されております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番坂本敏彦君、5番竹下周三君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの5日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月11日までの5日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年第2回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、専決処分の承認1件、条例3件、補正予算6件、報告2件の計12件であります。

この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達されますよう切望してやまない次第であります。

また、今定例会は、和水町において残念にもクラスターが発生したこと、また、コロナによる死亡者が残念にも出てしまいました。残念にもお亡くなりになられました方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

変異株が猛威を振るっているコロナ禍において、議場にいていただく全ての方に抗原キットによる検査をしていただきました。議場におられる全ての方の陰性が確認が取れたことに安堵しております。

また、検査キットの自己負担に御協力を頂き、ありがとうございます。

会期中も新型コロナウイルスの感染防止に努められ、諸般の議事運営に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本定例会において上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

3月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にて、お手元に配付しております。

以上、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

本日は、令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中に、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心を寄せていただき、様々な御意見を賜っておりますことに敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げます。

それでは、本議会の開催に当たり、御挨拶並びに行政報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてですが、皆様御承知のとおり、現在これまで流行し

ていた従来型ウイルスに代わり、変異型ウイルスが猛威を振るっております。その感染拡大を受けて、東京都など9都道府県に3度目となる緊急事態宣言が発令されましたが、感染の拡大は止まらず、さらに対象地域の追加や期限の延長がなされる状況になりました。

また、熊本県も蔓延防止等重点措置を国に要請し、熊本市が蔓延防止等重点措置の対策強化地域となっております。町内におきましてもクラスターが発生するなど、皆様方に変な御心配をおかけしておりますが、今後より一層、気を引き締めて感染対策に取り組んでまいり所存でございます。

また今回、お亡くなりになった方もございますが、心から御冥福をお祈り申し上げます。

町民の皆様におかれましては、これまでと同様に身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・うがいの徹底は元より、不要不急の移動を控え、三つの密の回避など、新しい生活様式の実践に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種に関しまして、5月10日から高齢者施設での接種を開始し、6月の4日に2回目の接種が終了いたしました。本日から65歳以上の方の集団接種を開始し、7月16日までに2回目の接種が終了する予定でございます。町民の皆さんの安心・安全を確保するために、最大限の危機感をもって全力を尽くしてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくようお願いを申し上げます。

それでは、第1回定例会以降の主な行政関連、行事等の報告を申し上げます。

今年も昨年同様に、小・中学校の卒業式、入学式、保育園、幼稚園の卒園式や入園式は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、規模を縮小しての開催となりました。例年であれば町内全ての卒業生、入学生、卒園児、入園児たちのために、希望に満ちあふれた姿を拝見し、直接お祝いを申し上げるところではありましたが、大変残念に思っているところです。新型コロナウイルスワクチンの接種を推進し、早く以前のような式典等の行事を開催できるよう、施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーが5月の6日に和水町を通過いたしました。新型コロナウイルスの影響で当初予定しておりました子供たちの参加や一般の方への周知も思うようにできず、大変難しい状況ではありましたが、日本人初のオリンピック選手である金栗四三の生家にオリンピック・パラリンピックの聖火の炎を迎える瞬間を、来場された町民の方々と分かち合えたことは、心よりうれしく思っております。この日本全国をつないだ聖火が、国立競技場に灯され、オリンピックが無事に開催されることを祈念するとともに、竈門区出身のバドミントン選手廣田彩花選手のオリンピックでの活躍を願い、声援を送りたいと思います。

次に、防災関係ですが、3月28日に有明消防本部の落成式が開催されました。有明広域圏内の防災の拠点となる場所としてふさわしい、すばらしい施設が完成しており、町としましてもしっかりと連携を取りながら、町民の皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。

また、4月4日に和水町消防団辞令交付式を行いました。今年度は新たに13名の方が入団され、団員数も総勢471名となり、団員の皆様にはこれから和水町消防団員として貢献していただくこととなりました。和水町消防団の皆様には、自らを省みず、町民のために消防活動に奉仕してい

ただいておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、町としましても防災力の向上に力を注いでまいりたいと思うところでございます。

また、今年は昨年より20日ほど早く5月中旬に梅雨入りいたしました。昨年の7月豪雨では、県南地域はのみならず、本町でも甚大な被害が発生いたしました。常に人命を第一に考え、緊張感をもっていつ発生するか分からない自然災害に備え、万全を期してまいりたいと考えております。

その他主な行事につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりでございます。

以上で、第1回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会におきましては、お手元にお配りしております議案書のとおり、専決条例1件、条例3件、特別会計を含む令和3年度補正予算6件、報告2件、合わせまして12件の議案を上程しております。御審議をお願いするところでございます。

各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告及び開会に際しましての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで行政報告は、終わりました。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、承認第1号「専決処分の承認について（和水町税条例等の一部改正）」についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました承認第1号「専決処分の承認について」御説明申し上げます。

和水町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

令和3年6月7日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年制令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が、令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなるため、条例の改正を行う必要があり、和水町税条例等の一部を改正する条例を、令和3年3月31日付で専決処分を行ったものです。

主な改正内容を御説明いたします。

改正では、まず、個人住民税関係でございますが、所得税において住宅ローン控除期間、控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等の対象についても、適用年の隔年において所得税額から控除し切れなかった額を、現行制度同様に控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。

また、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税均等割及び所得税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、
1. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者。2. 障がい者。3. 生活費及び教育費にあてるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しないものを除外するというものでございます。

また、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の住民税申告不要制度の手続を簡素化するための措置として、確定申告書に個人住民税の附記事項を追加するものでございます。

また、給与所得者に対する特別徴収税額通知書、特別徴収義務者用につきまして、エルタックスを経由して、給与支払い報告書を提出する特別徴収義務者が申告をしたときは、町は当該通知の内容をエルタックスを経由して提供しなければならないというものです。

また、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品を、より効果的なものに重点化し、手続の簡素化を図った上で、適用期間を5年延長するものです。

固定資産税関係では、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置き年度において価格の下落修正を行う措置及び現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により税額を追加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものとしていきます。

軽自動車税関係では、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までとするものです。また、種別割税率、グリーン化特例については、2年間延長するものです。そのほかに地方税共通納税システムの対象税目について固定資産税及び軽自動車税、種別割を追加し、エルタックスを通じた電子納付を可能とするものです。

また、国税の制度に準じ、納税者等が地方税等の納付を委託する制度を整備するものとしております。

改正点については、新旧対照の表で下線を引いて表示しておりますので、御確認ください。

以上で、承認第1号「専決処分承認について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第6 議案第40号 和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第40号「和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） ただいま議題となりました議案第40号「和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について」提案理由の説明を行います。

和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を、次のように定める。

令和3年6月7日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、下段の提案理由を御覧ください。

令和2年1月に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業運営が困難となった事業者が、金融機関から新型コロナウイルス関連の融資を受け、国、県が3年間利子補給を行い、その制度の上乗せとして、その後の2年間を町が利子補給をする和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、令和5年度から令和8年度まで実施することとしております。

この国通知によりまして、交付金の取扱いが変更されたため、基金条例を制定することにより、交付金対応とすることができる旨、明記されました。そのために、この基金条例の制定が必要でございます。

条例の内容につきましては、第1条の設置から第6条の委任までの構成としておりまして、公布の日から施行といたします。

また、この補助金は当該利子の4年目、5年目を補助するため、令和9年3月31日限りで執行する旨を記載しております。この条例を制定することにより、事業者の支援ができ、事業運営が継続できることと期待をしているところです。

以上で、議案第40号「和水町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について」提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第7 議案第41号 和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第41号「和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） ただいま議題となりました議案第41号「和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例の廃止について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、次のように定める。

令和3年6月7日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例、和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例（平成18年和水町条例第83号）は廃止する。

附則

この条例は、交付の日から施行する。

提案理由につきましては、令和3年2月に策定した和水町公共施設個別施設計画の個別施設方針に基づき、スポーツ・文化施設から倉庫に機能転換して、有効活用を図るため、和水町ふれあい会館設置及び管理に関する条例を廃止する必要があります。

ふれあい会館は、震災の影響により、建物の健全度が低下し、現在、使用中止となっており、その修繕に多額の費用がかかることや、その後の維持管理費がかかるなどの課題があります。

今回、施設の利用実績、類似施設である町体育館の活用、耐用年数など、様々な角度からふれあい会館の在り方を検討しました結果、文化財や防災備品等の保管場所として倉庫に用途変更し、活用することとしています。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第8 議案第42号 令和3年度 和水町一般会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第42号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） ただいま議題となりました議案第42号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第1号）」の御説明をいたします。

予算書の表紙裏面を御覧ください。

令和3年度和水町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,147万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ78億789万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

令和3年6月7日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

7ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目総務費負担金に112万円を追加します。藤田さくらタウンの水道加入負担金です。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金に5,405万3,000円を追加します。
令和2年度7月豪雨により被災した公共土木施設の復旧について、令和2年度予算で予定していた工事の一部執行ができなかったため、令和3年度において予算に計上し工事を行うものです。

同じく国庫支出金の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金に1億4,356万4,000円を追加します。地方創生臨時交付金の第3次交付分です。

その下2目民生費国庫補助金に778万9,000円を追加します。低所得の子育て世帯に対する生活特例給付金事業に対する国庫補助金です。

その下6目土木費国庫補助金に2,678万8,000円を追加します。2節道路整備交付金2,696万1,000円については、江田高野線道路改良工事分です。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金に6,500万円を追加します。ため池ハザードマップ作成時にかかる国庫補助金でございます。

8ページを御覧ください。

17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入を1億700万円計上しております。旧神尾小学校の土地及び建物の売却分です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金に3,000万円を追加繰り入れしております。

21款諸収入、2目雑入を84万円減額しております。主に、コミュニティ助成事業の採択分210万円の増額と、自主防災組織不採択分300万円の減額です。

9ページを御覧ください。

22款町債、1目町債、6目土木債に1,060万円を追加します。江田高野線と岩線の道路整備事業に充当する分です。

その下9目災害復旧事業債を500万円減額します。公共土木災害復旧事業にかかる補助率及び充当率が上がったため、起債を減額するものです。

次に、歳出の主なものについて御説明します。

2款総務費、1項総務費、1目一般管理費を374万2,000円減額します。職員採用、また4月の人事異動に伴い、今回補正をするものです。

以降、各款項目における人件費についても同じでありますので、説明を省略させていただきます。

同じく総務費の5目財産管理費に86万4,000円を追加します。ふれあい会館の用途変更に伴う手数料等です。

その下6目企画費に861万4,000円を追加します。

14節工事請負費620万円は、中林のお試し暮らし住宅の改修工事費と菊水ロマン館駐車場にあります移住定住支援センターの外構等にかかる改修工事費でございます。

11ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、10目地域づくり推進費に346万6,000円を追加します。

14節工事請負費92万6,000円は、地域おこし協力隊住居の空調設備等の工事費です。

その下18節負担金、補助及び交付金210万円は、本村区及び下津田区の公民館エアコン設置ほ

か活動備品の購入助成金です。

12ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目高齢者福祉費に3,563万2,000円を追加します。

18節負担金、補助及び交付金450万円は、コロナ禍により外出機会の減った高齢者の移動支援のため、シニアカーの購入補助を行うものです。

その下27節繰出金3,113万2,000円のうち、介護保険事業会計繰出金63万4,000円は、介護保険事業制度見直しに伴うシステム改修業務のため繰り出すものであります。

また、特別養護老人ホーム事業会計繰出金の3,049万8,000円は、人件費及び新型コロナウイルス対策備品購入費等にあてるため、繰り出すものです。

3 款民生費、2 款児童福祉費、1 目児童福祉総務費に1,378万9,000円を追加します。

12節委託料68万7,000円は、歳入で御説明しました低所得子育て世帯生活支援給付金の給付事業のためのシステム改修委託料です。

13ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金の1,255万円は、低所得子育て世帯生活支援給付金655万円です。

その下、保育事業者等応援給付金600万円は、コロナ禍の中、安心して子供を預け仕事に専念できる環境づくりにつなげられるよう、保育従事者等に対し給付金を給付するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費に4,238万8,000円を追加します。

23節投資及び出資金3,887万円は、新型コロナウイルス対策のための医療機器等購入のため、病院事業会計に繰り出すものです。

14ページを御覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、18節負担金、補助及び交付金3,200万円のうち、農業継続計画策定推進交付金2,700万円は、新型コロナウイルス対策として農業基盤の安定強化を図るための計画策定に対しての交付金2,700万円と、畜舎集荷センターなど、農畜産物流通施設の安全確保のための支援補助金500万円を計上しております。

9 目土地改良事業費に6,500万円を追加します。町内32か所を対象としたため池ハザードマップの作成業務委託料です。国100%の補助事業となっております。

7 款商工費、1 目商工総務費に8,833万3,000円を追加します。

10節需用費527万5,000円のうち、印刷製本費497万5,000円は新型コロナウイルス対策による町民への生活応援券の配布事業と町外で暮らす学生への生活応援としてクオカードを配布する事業にかかるものです。

18節負担金、補助及び交付金5,162万1,000円は、新型コロナウイルス対策にかかる飲食店の時短営業協力金町負担金337万1,000円と、生活応援商品券取扱店舗への交付金4,825万円です。

15ページを御覧ください。

24節積立金1,000万円は、新型コロナウイルス対策として、国・県の利子補給の対象となっている制度融資を受け借入れた事業者に対し、4年目、5年目の利子を町が助成するもので、この助成金に新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金をあてる場合は、基金化する必要があるため、

今回基金として積み立てるものです。

7款商工費、2目商工業振興費に248万3,000円を追加します。三加和温泉交流センターの加圧ポンプユニット更新工事でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費補助に5,718万2,000円を追加します。

14節工事請負費5,700万円は、岩線中岩工区及び江田高野線にかかる国交付金が当初の予定より多くついたため、これに対応して事業費を増額したものです。

16ページを御覧ください。

9款消防費、5目災害対策費を291万5,000円減額します。

18節負担金補助及び交付金を300万円減額しています。これは平野区及び下津原西防災会の事業助成金が不採択になったことにより、今回減額したものです。

10款教育費、1項教育総務費、7目廃校管理経費に4,070万円を追加します。旧神尾小学校を民間企業の有償譲渡するに当たり、基金を積み立てる条件があることから、今回、予算計上を行ったものです。

17ページを御覧ください。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費に123万円を追加します。

14節工事請負費100万円は、菊水中学校プールの排水路において漏水が発生しており、この修繕工事を行うものです。

18ページを御覧ください。

11款災害復旧費、2目公共土木施設災害復旧費に3,207万3,000円を追加します。令和2年発生した災害復旧工事について、今年度発注するものです。

12款公債費、1目元金に3,234万9,000円を追加します。旧神尾小学校有償譲渡に伴う起債の繰上償還分です。

以上、歳出予算の補正についての説明を終わります。

最後に、4ページを御覧いただきたいと思います。

第2表 地方債補正について御説明します。

道路橋梁整備事業は、過疎債として補正前限度額2億1,430万円に、1,060万円を追加し、補正後限度額を2億2,490万円とするものです。江田高野線及び岩線の道路整備事業に充当いたします。

次に、災害復旧事業は、災害復旧事業債として、補正前限度額4,870万円から1,560万円を減額し、補正後限度額を3,310万円とするものです。事業費への国費補助率がかさ上げとなったことにより、起債を減額するものです。

以上、議案第42号「令和3年度和水町一般会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第9 議案第43号 令和3年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第43号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第43号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ368万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億3,291万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年6月7日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

歳出のほうから御説明申し上げます。6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を24万円減額補正します。これは4月の人事異動に伴う給与、職員手当等を補正するものです。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目一般被保険者分を392万8,000円増額補正します。これは国民健康保険法第75条の7及び第82条の3の規定に基づき、令和3年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等を熊本県が算定し、納付金の額が確定したため、補正を行うものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

歳入を御説明いたします。

4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、特別調整交付金を392万8,000円増額し、9億7,591万1,000円となります。これは国民健康保険事業費納付金の増額に伴い、特別調整交付金の増額を見込むものでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、人事異動に伴い、その他一般会計繰入金を24万円減額するものでございます。

以上で、議案第43号「令和3年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第10 議案第44号 令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第44号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第44号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

まず、表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億7,620万7,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和3年6月7日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、歳出から説明いたします。最後のページの6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費を63万4,000円の追加を補正いたします。これは介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料となります。具体的な内容を申し上げますと、令和3年8月より開始されます高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の限度額の見直しに伴うシステム改修となります。

続きまして、歳入を申し上げます。5ページを御覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金の事務費繰入金を63万4,000円追加補正いたします。これは歳出で申し上げましたシステム改修委託料の支出に伴う繰入金となります。

以上で、議案第44号「令和3年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第45号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第45号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第45号「令和3年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明をいたします。

予算書の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は、次に定めることによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,049万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億2,681万2,000円とする。

2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

令和 3 年 6 月 7 日提出

和水町長 高巢泰廣です。

まず、歳出について説明いたします。6 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、1 節報酬155万6,000円、2 節給料247万8,000円、3 節職員手当等244万7,000円、4 節共済費163万8,000円の増額につきましては、本年度からきくすい荘の施設整備にかかる業務が発生し、事務員が不足するため会計年度の事務補助員の任用と感染対策強化のため、任期付看護師 1 名の任用。

さらには、4 月の職員の人事異動分となっております。

次に、17 節の備品購入費で2,179万3,000円を増額しております。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にかかる事業費分となっており、利用者及び職員への感染防止対策や感染が発生した際の安全を確保していくため、感染対策自動洗濯機や移乗介護機器、エアマットなどを購入したいと考えております。

次に、歳入について説明いたします。5 ページを御覧ください。

10 款繰入金、1 項一般会計繰入金を3,049万8,000円増額しております。これは今回の歳出の金額に合わせ増額をしております。

以上で、議案第45号「令和 3 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第12 議案第46号 令和 3 年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第46号「令和 3 年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議案となりました議案第46号「令和 3 年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和 3 年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ272万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億8,747万5,000円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

令和 3 年 6 月 7 日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

歳出のほうから御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を272万2,000円追加補正するものです。これは4月の人事異動により、給与、職員手当等共済費の増額です。

次に、5ページを御覧ください。歳入を御説明いたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は272万2,000円増額補正し、1,714万5,000円となります。これは人事異動による職員の人件費が増額となったため、事務費繰入れを行うものでございます。

以上で、議案第46号「令和3年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第13 議案第47号 令和3年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第47号「令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第47号「令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条令和3年度和水町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条令和3年度和水町病院事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額9億5,413万4,000円、補正予定額733万8,000円、計9億6,147万2,000円、内訳といたしまして、第1項医業収益、既決予定額7億6,763万円、補正予定額733万8,000円を後期高齢者診療報酬の増額として計上しており、計7億7,496万8,000円でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額9億5,413万4,000円、補正予定額733万8,000円、計の9億6,147万2,000円でございます。内訳といたしまして、第1項医業費用、既決予定額8億8,708万5,000円、補正予定額308万8,000円の給与費を計上し、計8億9,017万3,000円となっております。

第3項健康管理センター費用、既決予定額1,785万8,000円、補正予定額124万2,000円の事務員給、手当・法定福利を計上いたしまして、計の1,910万円、第4項居宅介護支援事業費用、既決予定額2,006万4,000円、補正予定額193万6,000円の事務員給、手当・法定福利を計上いたしまして、計2,200万円、第5項訪問看護事業費用、既決予定額2,239万1,000円、補正予定額107万

2,000円の事務員給、手当・法定福利を計上いたしまして、計の2,346万3,000円でございます。

資本的収入及び支出の補正でございます。

第3条予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,580万4,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,692万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の部、第1款資本的収入、既決予定額3,487万7,000円、補正予定額3,887万円、計の7,374万7,000円、内訳といたしまして、第1項出資金、既決予定額3,487万7,000円、補正予定額3,887万円の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を計上しており、計の7,374万7,000円でございます。

支出の部につきましては、第1款資本的支出、既決予定額6,068万1,000円、補正予定額3,999万円、計の1億67万1,000円となっております。内訳といたしまして、第1項建設改良費、既決予定額758万7,000円、補正予定額3,999万円の医療機器購入、一般備品購入、車両購入を計上いたしまして4,757万7,000円。

次の議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正でございます。

第4条予算額、第7条中に定めた経費の金額を、次のように改める。

第1号職員給与費、既決予定額6億2,905万1,000円、補正予定額733万8,000円、計の6億3,638万9,000円。

令和3年6月7日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

補正の詳細につきまして、補正予算の実施計画により説明をさせていただきます。

3ページの支出の部を御覧ください。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目の給与費の職員の異動に伴い、308万8,000円の増額になっております。

3項健康管理センター費用、1目健康管理センター費用で、職員の異動に伴い124万2,000円の増額となっております。

4項居宅介護支援事業費用、1目居宅介護支援事業費用で職員の採用により193万6,000円の増額となっております。

5項訪問看護事業費用、1目訪問看護事業費用で法定福利の増加により、107万2,000円の増額になっております。

なお、収入の部につきましては、前ページの2ページの1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益の後期高齢者診療報酬の増額を見込んでおりまして、733万8,000円を増額しております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。5ページの支出の部を御覧ください。

第1款資本的支出、1項建設改良費、1目資産購入費で事務機器の購入と一般備品購入と車両購入に要する費用といたしまして3,999万円の増額となっております。

収入につきましては、4ページを御覧ください。

1 款資本的収入、1 項出資金、1 目一般会計出資金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3,887万円の増額をしております。

今回の補正では、人件費及び建設改良費を補正しております。

6 ページ以降は、給与費明細書でございます。

また、13ページから20ページにかけて補正予算の内容を説明させていただいておりますので、御覧ください。

以上、議案第47号「令和3年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明を終わります。

御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第14 議案第48号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第48号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第48号「和水町手数料条例の一部改正について」提案理由の説明をいたします。

議案第48号「和水町手数料条例の一部改正について」和水町手数料条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和3年6月7日提出

和水町長 高巢泰廣でございます。

和水町手数料条例の一部を改正する条例、和水町手数料条例、平成18年和水町条例第59号の一部を、次のように改正する。

別表

個人番号カードの再交付の項を削る。

附則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由でございます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

別表中、個人番号カードの再交付、1枚につき800を削ります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が、マイナンバーカードを発行するものとして明確化されました。

また、マイナンバーカードの発行にかかる手数料の徴収の事務については、同機構から市町村長に委託することができるものとする規定が盛り込まれたため、条例の規定が不要となり、改正を行うものでございます。

以上で、議案第48号「和水町手数料条例の一部改正について」についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第15 陳情等の常任委員会付託等について

○議長（蒲池恭一君） 日程第15号、「陳情等の常任委員会付託等について」は、お手元に配りました「陳情等文書一覧表」のとおり、配付及び所管の委員会に付託しましたので報告いたします。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日8日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午前11時00分